

## 藤沢市立湘南台小学校区放課後児童クラブ事業用候補物件募集要領

### 1 趣旨

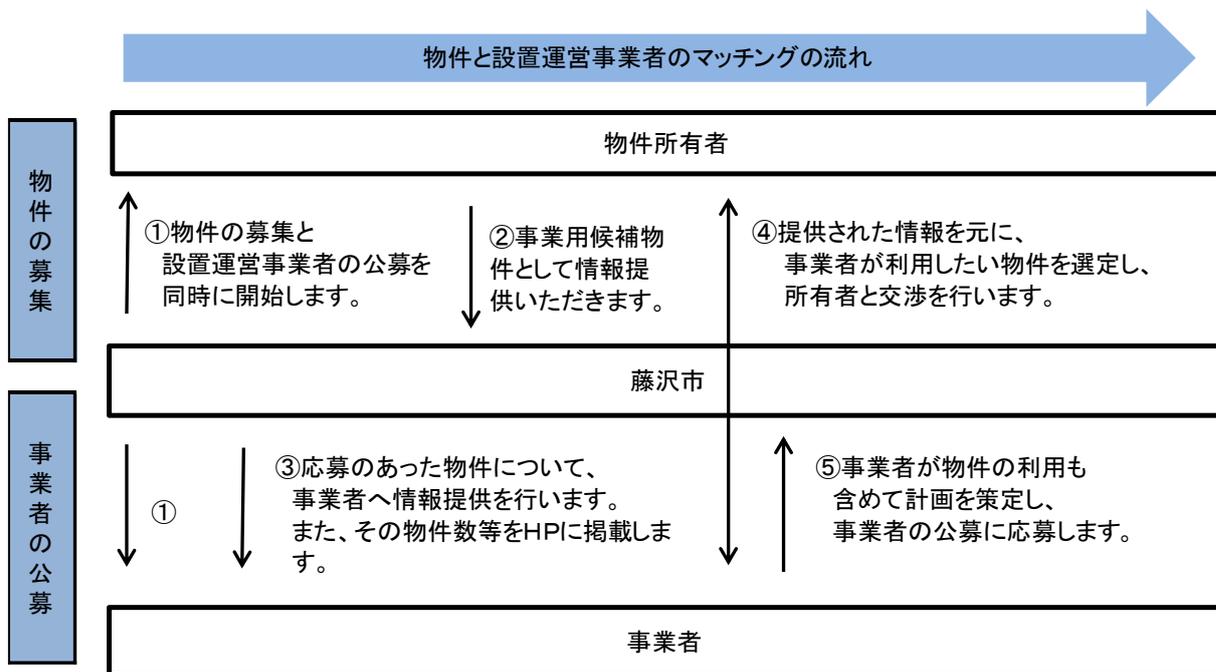
藤沢市では、2020年（令和2年）3月に策定した「第2期藤沢市放課後児童クラブ整備計画」に基づき、計画的に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の施設整備を進めております。

藤沢市立湘南台小学校区において別途実施する「**藤沢市立湘南台小学校区放課後児童クラブ設置運営事業者公募**（以下「事業者公募」という）」への応募を検討している事業者へ情報提供を行うことを目的として、藤沢市立湘南台小学校区放課後児童クラブ事業用候補物件の募集を行います。

### 2 本募集における放課後児童クラブ整備の流れ

本募集に応募された物件情報については、藤沢市のホームページ上に大まかな住所や現況等の情報を掲載するとともに、別途実施する事業者公募への応募を検討している事業者へ藤沢市から情報提供を行います。事業者が希望する場合には、その情報を元に物件の所有者と協議を行い、賃借物件を確保した事業者が事業者公募に応募することにより、本募集に応募した物件が児童クラブ事業用候補物件となります（事業者公募への応募は、事業者が自身で確保した物件での応募も可としています）。

その後、事業者公募において選考され、市と児童クラブ新設整備に係る費用の負担についての協定を締結した設置運営事業者が、賃借物件（又は自己所有物件）を必要に応じ改修することにより、児童クラブの整備を行います。なお、賃貸借契約については、物件所有者と設置運営事業者との間で締結をするもので、藤沢市が物件を借り受けるものではありません。



### 3 募集物件

#### (1) 対象となる物件

児童クラブの設置が可能な建物、ビル等の一部

※提供された物件を必要に応じて設置運営事業者が改修整備し、賃借して使用します。

※既存の物件に限らず、土地所有者により新築工事を行う物件の賃借も含めます。

#### (2) 対象小学校区、整備予定クラブ数及び必要面積

次の小学校区を対象とし、必要な専用区画面積および(3)設置場所の基準を満たすこと。

小学校区	整備予定クラブ数	必要専用区画面積*1	(参考) 延床面積の目安*2
湘南台	1クラブ	74.25 m <sup>2</sup> 以上	約 105 m <sup>2</sup> 以上

\*1 専用区画面積とは、児童クラブ全体の面積からトイレ・事務室・調理室・静養室等の施設・ランドセルロッカーや下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場専用の面積のことです。ただし、静養室を児童の静養及び遊びや生活の場以外の用途に使用しない場合は、専用区画面積に含むことができます。なお、ここで示しているのはあくまで最低限必要な面積であり、定員確保の観点からも、より広い物件が望ましいです。

\*2 延床面積は専用区画面積に含まれない諸室の面積や配置等により異なりますので、目安を示したものです。

### (3) 設置場所の基準

設置場所の基準については、以下のとおりとします。

募集小学校区の小学校通学区域内に設置し、児童が学校から通所する際に安全に通行できるルートが確保できること。なお、できるだけ学校からの距離が近いことが望ましい。募集小学校区の通学区域は以下のとおりです。

#### ア 藤沢市立湘南台小学校通学区域

下土棚番地の一部／今田1番地～469番地の一部／  
高倉1番地～1640番地の一部／湘南台1丁目1番地～26番地／  
湘南台4丁目6番地の一部／湘南台4丁目15番地の一部／  
湘南台4丁目16番地～20番地／湘南台4丁目21番地の一部／  
湘南台4丁目22番地～41番地／湘南台5丁目／湘南台6丁目／  
湘南台7丁目1番地～31番地／今田番地の一部

### (4) その他の要件

ア 児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。

イ 児童クラブ設置に関し、近隣住民の理解・協力が得られる場所であること。

ウ 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。

エ 敷地内又は近隣に公園等の遊び場があることが望ましい。

オ 事業者公募において示す施設整備・運営にあたり適合すべき基準を満たしている、または改修により満たすことができること。

カ 当該物件を10年以上児童クラブとして利用できること。

キ 当該物件に関するすべての権利者の了解が得られること。

ク 物件所有者（及び申請者）が藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等と関係がないこと。

ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請の確認済及び検査済証を得ていることが確認できること。

※新築工事を行う場合は、工事完了後に提出すること。

コ 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた事業実施施設（建物）の場合は、耐震診断により構造耐震指標（ $I_s$ 値）が0.6以上、又は（ $I_w$ 値）が1.0以上であることが確認できること。

サ 保護者送迎用として、自転車3台分以上の駐輪スペースの確保が可能であること。

### (5) 開所時期

2025年（令和7年）4月1日の開所とします。

## 4 応募の方法

### (1) 応募受付

#### ア 受付期間

2024年（令和6年）2月26日（月）から3月29日（金）まで  
※土・日曜日・祝日を除く。

#### イ 受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時

#### ウ 受付場所

藤沢市 子ども青少年部 青少年課  
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

#### エ 提出方法

事前にご連絡の上、提出書類をお持ちください（郵送提出不可）。

### (2) 提出書類

次のア～ウを各1部提出してください。なお、ウについては情報提供のため、複製したものを設置運営事業者へお渡しします。

ア 藤沢市放課後児童クラブ事業用候補物件応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 物件の状況調書（様式3）

#### 【様式3添付書類】

(3-①) 平面図（既存の物件の場合のみ）

(3-②) 現況写真

(3-③) 周辺案内図

◎事業者公募への応募の際には、設置運営事業者を通して次のエ～キを提出していただきます。

エ 登記事項証明書（土地建物全部事項証明書及び公図）

オ 物件の概要が分かる書類（建築概要書、重要事項説明書等）※既存の物件の場合のみ

カ 建築基準法に基づく検査済証（写）

※検査済証のない建築物の場合、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づいて「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査結果報告書」を提出すること（当該調査結果報告書作成に係る費用は市の負担金の対象費用とはなりません）。

※新築工事を行う場合は、工事完了後に提出すること。

キ 新耐震基準に適合していることが確認できる書類（耐震診断結果報告書の写し等）（昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出）

(3) 応募にあたっての留意点

- ア 提出については、代理人でも可とします。
- イ 応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類及び資料の提出を求めた場合には、指示された期間内に提出してください。
- ウ 応募に関する費用は応募者の負担となります。
- エ 提出された書類等は返却いたしません。
- オ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を提出してください。

5 スケジュール（想定）

日 程	内 容
2024年（令和6年） 2月26日（月）  3月29日（金）	物件の募集開始 設置運営事業者の公募開始 事前相談を行った事業者への物件情報提供（随時） 事業者と物件所有者との協議 事前相談期間及び物件募集期間終了
4月12日（金）～19日（金）	設置運営事業者応募書類提出期間
5月下旬～6月上旬	設置運営事業者及び物件の確定
2024年（令和6年）9月以降	施設整備に係る負担金協定締結 入札・工事契約・着工 竣工・検査
2025年（令和7年）3月	開所準備、事業開始の届出
2025年（令和7年）4月1日	開所、運営に係る負担金協定締結

6 その他

- (1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 審査の結果、整備物件として決定された場合であっても、提出された提案内容どおりの施設整備・運営ができないことが明らかになった場合、決定を取消すことがあります。
- (3) 事業者公募への応募時及び選定後の契約に際して、賃貸借契約の内容協議や契約締結については、物件所有者と運営事業者の責任において実施していただくこととなります。
- (4) 事業者公募への応募に際しては、物件所有者と事業者の双方の合意の上で、同一の物件について複数の事業者が計画を策定し、それぞれ応募を行うこと

も可能です。

- (5) 放課後児童クラブの概要、施設整備及び運営に際して適合すべき基準、施設整備及び賃借等に伴い藤沢市から設置運営事業者に対し支出する負担金等、事業者公募に係る要件については、別途公開している「藤沢市放課後児童クラブ設置運営事業者公募要領」を確認してください。
- (6) 放課後児童クラブは特殊建築物の扱いとなるため、100 m<sup>2</sup>を超える面積の既存物件を利用する際には、工事までの間に用途変更確認申請が必要となります（現在類似の用途で使用している場合を除く）。
- (7) 審査の結果、整備物件として決定された場合であっても、この事業に係る予算案の議決がされない場合は、決定を取消すことがあります。

以 上

**【書類提出先・問い合わせ先】**

藤沢市 子ども青少年部 青少年課

電 話 0466-50-8251（直通）

所在地 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎3階